

令和4年第3回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和4年9月1日

令和4年第3回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

最初に、東海村にとりまして大変喜ばしい、明るいニュースを報告いたします。

先月8日・9日に行われた第19回全国中学生弓道大会JOCジュニアオリンピックカップの女子団体で、東海中学校が初優勝を飾りました。また、男子団体では東海南中学校在第5位になるとともに、最も射形が美しい1チームに対して贈られる技能優秀賞に輝きました。弓道部の全国制覇は、3年前に優勝した東海南中学校男子弓道部に続く快挙であります。男女揃って全国大会に出場し、好成績を収めましたことは、閉塞感のあるコロナ禍の中で多くの村民に感動を与えてくれました。両校の活躍は東海村の誇りでありますので、今後、様々な形でPRしてまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」についてでございます。

7月以降、感染の主流がオミクロン株のBA.5系統へ置き換わったことで、全国各地で感染が拡大し、本村でも先月7日には過去最多となる110人の新規陽性者数を確認しました。この爆発的な感染拡大は、ひっ迫している保健所業務等にも影響を及ぼし、新規陽性者数も依然として高止まりの状況が続く中、村では、ひたちなか保健所の要請を受け、8月から保健師を派遣し、業務支援を行っ

ているところであります。国では、オミクロン株などの変異株に対しても、これまで続けてきました基本的な感染対策が有効であるとの見解を示していることから、村としましては、村民の皆様にマスクの着用や手洗い、3密回避、換気などに、引き続きご協力いただけるよう取り組んでおります。

一方、ワクチンの接種状況であります。村では、引き続き3回目までの接種体制を確保するとともに、重症化リスクが高い60歳以上の方と、18歳以上60歳未満の基礎疾患がある方などに加え、医療機関や高齢者施設等の従事者を対象とした4回目接種を進めているところであります。感染拡大を防止するためにも、接種率が低い10代から30代の若年層に対して3回目接種を呼び掛けるとともに、4回目接種については、ワクチンの種類には拘らず、速やかに接種していただけるよう、周知してまいります。

なお、国では、オミクロン株に対応した新たなワクチンについて、10月中旬以降、2回接種を終えた全員を対象に接種を開始することを想定して準備を進めることと、5歳から11歳の小児について、接種の協力を求める「努力義務」を適用する方針を決定しております。村としましては、今後も情報収集に努め、詳細が決まり次第、迅速に対応できるよう準備を進めてまいります。

次に、「東海村つながるプロジェクト」についてでございます。

つながるプロジェクト「T-プロ」は、若い世代の“ひとづくりやつながりづくり”、関係人口の創出を目指して令和3年1月からはじまった取り組みであります。これまでに、「100人つながるトーク」や「つどえるサロン」といった仲間づくりの活動を30回ほど展開し、延

べ363人の参画を得ております。今年度は、官民共創メディアを構築する新たな施策として住民ライターを育成し、東海村の「ひと」にスポットをあて、「ひと」を通して村の魅力を住民自らが発信する取組み「スマホ・クリエイターズ・ラボ」を始動いたしました。今後、プロのカメラマンや編集者からノウハウを学び、自分たちで発信するチームを創り上げながら、取材対象である「村民」を通して、東海村の魅力や資源を取り上げ、発信してまいります。

また、高校生の視点で東海村の魅力を発見し、深掘りして発信する取組みも同時進行で展開しております。これは、東海高校との連携事業として、茨城大学主催の「茨城の魅力を探究し発信する高校生コンテスト(通称「いばたん」)」に3分程度の動画を出展する活動で、現在、42チームがそれぞれの視点で魅力探しに取り組んでおります。一部の作品については今年度中に、高校生がピックアップした「村の魅力」を、村のプロモーション作品として村内外に発信してまいりたいと考えております。

今後とも、これらの施策を足掛かりに、村の魅力を深掘りし、磨き、発信するといった、シビックプライドを醸成する施策を一層充実させていきたいと考えております。

最後に、「東海村小・中学校平和大使の派遣」についてでございます。

先月5日から7日まで2泊3日の行程で、小・中学校の代表児童生徒15名の平和大使が被爆地である広島市を訪問し、平和記念式典に参列してまいりました。今年は、10回目の節目の年ということで、私と教育長が同行いたしましたが、平和大使である子どもたちの活

動は、大変素晴らしいものでありました。綿密なスケジュールに従い、団体行動を守りながら、平和大使の役割を果たそうとしている子どもたちの姿勢に感動を覚えたところでもあります。

特に、平和記念資料館を見学している最中に、平和大使の一人が、「こんな時代に生まれなくて良かった」と私に話しかけてくれましたが、戦争の悲惨さや平和の尊さを実感した素直な言葉だと感じました。この事業の意義を改めて感じたところであり、来年以降も、この事業を継続しながら、本村の子どもたちに、平和について考える機会を提供してまいりたいと強く決意したところでもあります。

なお、議員各位におかれましては、村公式ホームページ等で活動の様子をご覧になっていただければ幸甚です。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第13号 寄附の受入れにつきましては、佐藤^{よしぶみ}義文氏から、郷土教育への活用のため、舟塚古墳群1号墳出土人物埴輪写真 1点の寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

報告第14号 寄附の受入れにつきましては、有限会社楠見材木店^{くすみ} 代表取締役社長 澤畑^{さわはた}佳宏^{よしひろ}氏から、村立保育所、幼稚園及び認定こども園が行う教育・保育活動に貢献するため、木製パズル 16組の寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

報告第15号 専決処分の報告につきましては、村道を走行中の車両に発生した物損事故に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第16号 令和3年度東海村一般会計継続費精算報告につきましては、舟石川橋修繕工事委託ほか2件の事業において、継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告第17号及び報告第18号 令和3年度健全化判断比率の報告及び令和3年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第19号 令和3年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告につきましては、公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団から令和3年度の決算等の報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。詳細につきましては、別紙報告書のとおりでございます。

以上で行政報告といたします。